

令和6年 第2回香芝市教育委員会会議（2月定例）会議録

日時 令和6年2月27日(火)  
午前9時30分より  
場所 香芝市役所5階委員会室

〔出席者〕

教育長 小西 友吉  
委員（教育長職務代理者） 田中 貴治  
委員 三岡 正美  
委員 關野 英明  
委員 中尾 茜

〔事務局〕

教育部長 澤 和七  
まなび推進局長 津崎 弘美  
教育総務課長 玉村 晃章  
保健給食課長 土佐 潔孝  
学校教育課長 陀安 龍也  
学校支援室長 中里 倫  
こども課長 白石 敬治  
生涯学習課長 柳原 訓  
文化財課長 奥田 昇  
市民図書館長 大橋 典子

〔書記〕

教育総務課主幹 木原 健次

- 日程1 定足数の確認
- 日程2 開会の宣言

教育長 皆さんおはようございます。令和6年第2回香芝市教育委員会会議を招集しましたところ、各位には公私何かとご多用のなか、ご出席いただき誠にありがとうございます。本会議が円滑に運営できますようご協力のほどよろしく願いたします。

教育長 それでは、出席者が定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回定例教育委員会会議を開催いたします。  
委員並びに事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、またはマナーモードにしてください。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により、写真、録音等が禁止されていますのでよろしく願いたします。

- 日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、關野委員、三岡委員にお願いしたいと思います。

#### 日程4 諸報告について

教育長 それでは、日程に基づきまして、日程4の諸報告として私から報告いたします。

令和6年1月26日（金）、新年部課長会がございました。市長に対しまして、教育部4課、学校支援室、中学校給食センター、まなび推進局3課が令和5年度の取り組みと課題、そして令和6年度の主な取り組みを報告いたしました。

1月30日（火）、定例で行っております部課長会がございました。

それから夕方5時よりプロジェクトマップ試写がございました。二上山博物館DX化推進事業に伴って制作されているプロジェクトマップの試写でございます。完成時には、二上山の噴火の様子がリアルに体験・体感できるものになると期待しております。市長、副市長とともに夕方5時より見せていただきました。

1月31日（水）、三和小学校の児童会が能登半島地震義援金の寄託に来ていただいております。児童会の代表2人が来てくれました。77,299円の義援金を集めていただいて、市からお届けするようになっております。

2月2日（金）、通学路等安全対策推進会議・部活動地域移行説明会が桜井市で開催されました。陀安学校教育課長、そして教育総務課の通学路担当職員とともに参加しております。

2月6日（火）、市定例校長会に出席いたしました。

夕方には学力ヒアリングとして最終、二上小学校に来ていただきまして行いました。

2月7日（水）、香芝市学校給食運営協議会を広陵町・香芝市共同中学校給食センターにて行いました。小・中学校の10校のPTA会長が参加し、令和5年度の学校給食の状況報告、そして次年度の実施計画、そして試食会をしていただきました。それから、施設の見学という形で施設も見えていただいております。

2月9日（金）、香芝市史編さん委員会。第4回目の委員会でございました。基本方針を取りまとめることができました。

その日の午後、智辯学園奈良カレッジの校長先生が来庁されまして市長とともにお話を聞いたわけですが、昨年12月に開催された全国駅伝大会の報告に来ていただきました。

2月10日（土）、令和5年度香芝市教育委員会表彰がございました。今年の被表彰者は個人は24名、団体は3団体です。出席者は15名と3団体でした。

その日の午後、大変うれしいニュースですけれども、五位堂小学校創立150周年記念式典に参加しております。明治7年に五位堂小学としてお寺で開校されました。全校児童が体育館の方に参加して、大変厳かにそして華やかにいい式典が行われました。

2月13日（火）、広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会があり、広陵町長、香芝市長、そして広陵町、香芝市の教育長も出席し協議しております。そこには、部長や保健給食課長が説明者として出席し、共同給食の予算の話し合いをしてきました。

2月14日（水）、市定例教頭会に出席いたしました。

それから、葛城人権擁護委員協議会の方が来庁されました。会長の西岡様と2人の委員さんが来られまして、昨年は特に香芝市から人権作文の応募がたくさんあったということで、御礼方々ご挨拶に来ていただいております。

2月15日（木）の史跡整備検討委員会は、国、県からも担当の方が来られて狐井稻荷古墳、土山古墳についての検討委員会の開催でございました。

2月22日（木）、今年度最後のニコニコあいさつ運動として、真美ヶ丘西小学校に行かせていただきました。小雨のなかでしたけども、本当に、1日のはじめの元気のいい挨拶をたくさん聞くことが出来ました。

今月の主な動静は以上でございます。

教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。  
三岡委員。

三岡委員 2月2日に行われました部活動の地域移行に関する説明会の内容を少しお話し聞かせていただけたらと思います。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 そのときの内容ですけれども、これは2月7日に知事の報道発表がありました。基本的な同じ内容でして、中学校における休日の学校部活動の地域への移行促進ということで、令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動の廃止を目指すという方針についての説明がありました。以上です。

教育長 他にご質問等はございませんか。

教育長 他にご質問等がないようですので、日程5に進みたいと思いますが、まず議題に入る前に、本日、追加議案、承第2号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について」が提出されております。ここで、議案を日程に追加し審議することにご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、議案を案件（3）のあとに追加し審議することといたします。

#### 日程5（1）議第2号「香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

教育長 それでは、案件（1）議第2号「香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。  
こども課長。

こども課長 ただいま提案になりました議第2号「香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案書1ページ、2ページ及び参考資料1ページをご覧ください。

本案は、幼稚園を利用する保護者に対し、子育て支援の向上を図ることを目的として、香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、各幼稚園で実施しております預かり保育事業の夏期・冬期休業時の実施日及び受け入れ時間の充実を図るため、同規則第2条第1項第6号の削除、また、同規則第3条中「午前8時45分」を「午前8時30分」に変更するものでございます。

この一部改正に伴い、香芝市立の幼稚園、認定こども園の預かり保育の実施

状況が統一されることとなります。

なお、本規則の施行期日は令和6年4月1日としております。

何卒慎重ご審議の上、原案可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。  
三岡委員。

三岡委員 この度の条例改正にあたりまして、非常に保護者の方々の利便性が高まり、良いことだと思っております。ただ、保育士不足が問題となっているなかで、十分な保育士の確保は出来るのでしょうか。ただいま会計年度任用職員を募集してくださっていますし、教育委員会事務局の方でも大学に足を運んで何とか香芝市を受験してくださるように呼びかけていただいたり、またホームページを利用して新卒の保育士の先生方の生の声ですとかお仕事の様子を紹介していただいたり、本当にいろいろ工夫をして募集のほうを頑張らせていただいているんですけれども、そのあたりは大丈夫でしょうか。

教育長 こども課長。

こども課長 人員に関しましては、教育委員会、また人事課と連携をとらせていただきながら人員確保の方につきましては努めて参っております。その中で来年度につきましては、ある一定の人数確保ができていくような状況になっておりますので、今年度のような形にはならないと思っております。

今回の預かり保育に関しまして夏季・冬季休業中の時間帯が空白にはなるかと思うんですけども、今既存で入れる職員、例えば時間給のパートタイムさんの勤務時間を少し延長する、また休業期間中なのでクラス担任の協力を得ながら運営を進めて参りたいと考えておりますので、増員に関しましては考えていない状況でございます。

教育長 他にご質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議はないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

#### 日程5（2） 議第3号「香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正することについて」

教育長 続きまして、案件（2）議第3号「香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正することについて」事務局より説明をお願いいたします。  
生涯学習課長。

生涯学習課長 ただいま提案になりました議第3号「香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正することについて」提案理由の説明を申し上げます。議案書3ページから6ページ、参考資料2も併せてご覧いただけたらと思います。

本案は、教育委員会が管理し指定管理者制度を導入している公共施設について、利用料金減免申請を行う利用者の利便性の向上を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第2項第2号の規定に基づき、各施設の条例施行規則の改正をお諮りするものでございます。

主な改正内容としましては、利用料金の減免について条例の定めに基づき、

指定管理者が許可できるよう規則を改正して利用者の手続きの効率化を図ることと、併せて運用上の改正を行います。

何卒慎重ご審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。  
田中委員。

田中委員 今、利用者側の利便性を主に考えての改正ということでご説明いただきました。その中で少し確認したいことがあります。参考資料の申請書には、香芝市長宛、また減免の決定通知書の方には香芝市長という肩書きとともに市長印（公印）を押印する形になっています。おそらく窓口での負担を軽くしようということだと思うんですけども、ここら辺の細かな部分の運用というのは今まで通りと特に変わりはなくされるのか、そういうところを少しご説明願えたらと思います。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 先ほど提案理由でご説明をさせていただきましたけれども、指定管理者が許可できるようにということになりますので、様式等も改めて見直していきながら、事務の改善にも努めて参りたいと思います。

教育長 まなび推進局長。

まなび推進局長 補足で説明させていただきます。委員からご指摘いただきました申請書と通知書につきましては現行が香芝市長宛になっておりまして、今後におきましてはそれを削除いたしまして、指定管理者の仕様に基づいて申請を出していただきます。

今までは市長のほうに提出ということで窓口が二つに分かれておりました。それが指定管理者のほうに一本で提出されるということで、利用者の方の利便性が高まるというふうにご理解いただきたいと思います。

田中委員 はい、ありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。利便性が高まるということで改正したんですね。

教育長 他にご質問等はございませんか。  
關野委員。

關野委員 現行は市長宛に申請書を出して、そして市長から通知書を交付するとあります。改正案の第5条を読んでいくと、減免については指定管理者が判断して通知するというふうに解釈したんですがその辺はどうでしょうか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今、おっしゃっていただいた質問なんですけれども、市長と協議の上で減免団体の取りまとめを行っておりまして、その一覧を事前に指定管理者にお渡しすることになります。基本的にはこれをもって市長との協議ということになりまして、使用料金の免除団体の一覧を各指定管理者のほうにお渡しをしたなかで、それをもって減免の許可の対象とさせていただいているということになります。

教育長 まなび推進局長。

まなび推進局長 補足で説明させていただきます。まず条例に基づきまして指定管理者は減免団体については市長と協議をするという文言がございます。指定管理施設だけではなく、例えば福祉センターなどの公の施設、利用料金がかかる公の施設につきましては利用料金免除の取り扱い基準というのを設けております。そちらを指定管理者に提出させていただきます。その判断基準に基づいて指定管理者も判断していただくということになっておりますので、そのようにご理解いただけたらと思います。

教育長 よろしいですか。

教育長 他に質問等はございませんか。  
關野委員。

關野委員 今の話とは別になりますけれども、香芝市文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の第5条で「次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。」と書いているんですね。それから最後の方に、教育委員会という文章も出てくるんです。第18条（参考資料の32ページ）に「この規則に定めるもののほか、有料公園施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」と、そうなっているんです。これだけを見ているので他にまだ別の何条かに書いているかもしれませんけど、第5条では「委員会」、それが第18条では「教育委員会」という名前が出てきますけれども、別の委員会があるのかなど、そう解釈しますので統一されていたら読んでいてもわかりやすいような気がします。

教育長 まなび推進局長。

まなび推進局長 委員がおっしゃっていただいた各規則ですね、各規則に基づいての条文の表現でございます。例えば文化施設につきましては、その前の条文の第2条のところで、『香芝市教育委員会（以下、「委員会」という。）』ということが、規則の文言の中に入っております。今回提示させていただいたところにはそこが見えていないというところもございます。

そして有料公園につきましてはもともと上位法が香芝市の公園内の施設で、その中の有料公園だけを教育委員会が管理しておりますので、上位の中の条文の中には、教育委員会という文言が出てこなかったということがありまして、あえてこの段階で「教育委員会」という文言が入っておりますので、各規則の表示の仕方によって「委員会」という形になる場合もあるということでご理解いただけたらと思います。

教育長 よろしいですか。

教育長 他に質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議はございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

日程5 案件（3） 承第1号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する報告及び承認について」

追加案件（１） 承第２号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取に関する  
報告及び承認について」

教育長 続いて、案件（３）承第１号および追加案件（１）承第２号につきましては  
議会の議決に付すべき案件で、まだ公開されていない内容を含んでおりますので  
秘密会として審議したいと思いますが、ご異議はございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、案件（３）および追加案件（１）の審議は秘密  
会とさせていただきます。

教育長 傍聴人の方は退席いただきますようお願いいたします。  
暫時休憩いたします。

（ 非公開部分 ）

教育長 休憩を解き、再開いたします。

日程５（４） その他

教育長 それでは、案件（４）その他として各課より報告があればお願いいたします。

教育長 各課から報告はございませんか。

教育長 よろしいですか。

教育長 本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和６年第２回  
教育委員会会議を閉会といたします。委員の皆様におかれましては、慎重審議  
ありがとうございました。以上で散会といたします。

（午前１０時４２分 閉会）